

大阪市告示第271号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和8年3月1日(日)	午前9時から 午後7時まで
	令和8年3月3日(火)から 同月8日(日)まで	
	令和8年3月10日(火)から 同月15日(日)まで	
	令和8年3月17日(火)から 同月22日(日)まで	
	令和8年3月24日(火)から 同月29日(日)まで	
	令和8年3月31日(火)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)